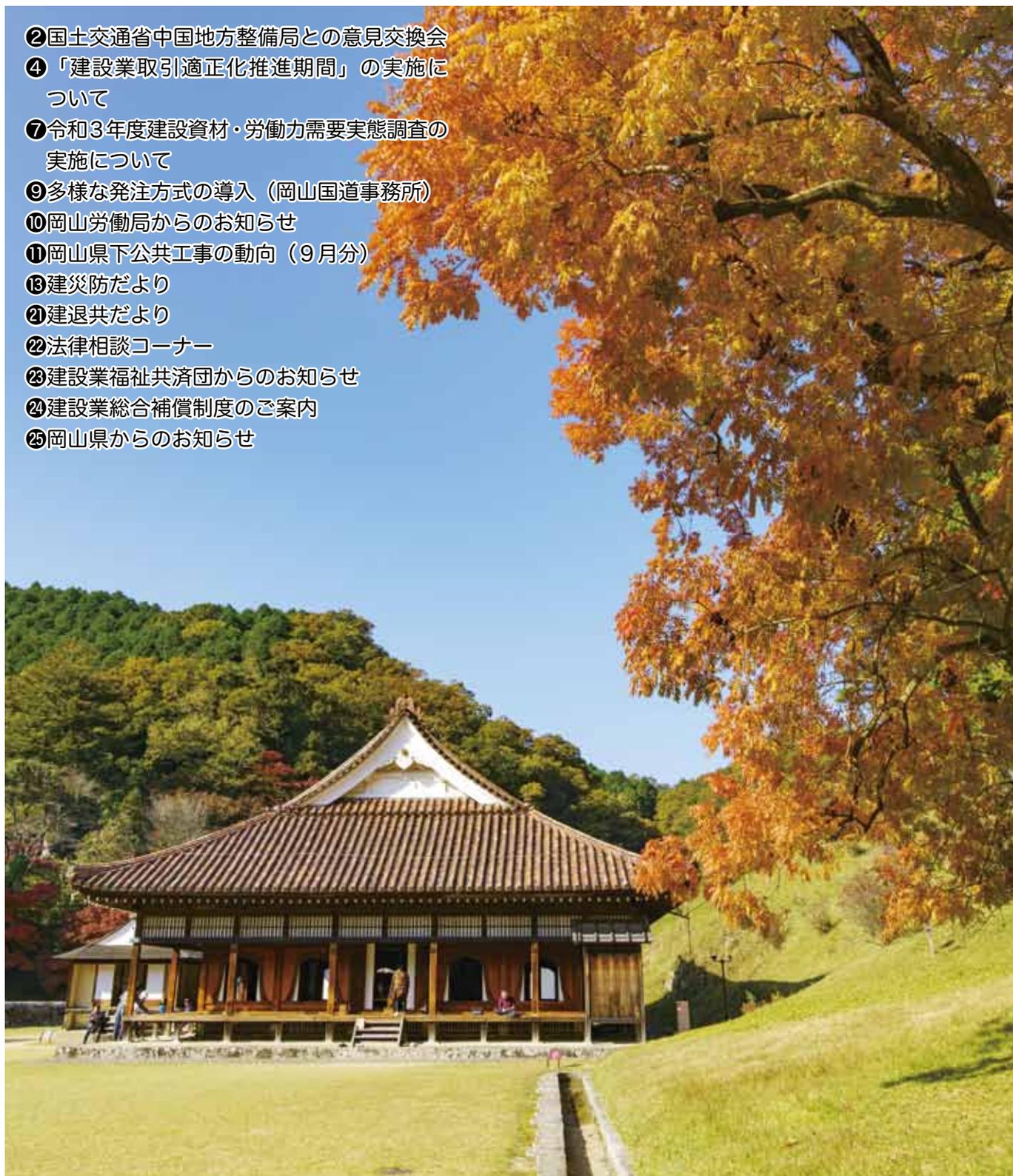


# Okakenkyo News Letter

2021  
10月  
818号

岡山県建設業協会 会報

- ②国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ④「建設業取引適正化推進期間」の実施について
- ⑦令和3年度建設資材・労働力需要実態調査の実施について
- ⑨多様な発注方式の導入（岡山国道事務所）
- ⑩岡山労働局からのお知らせ
- ⑪岡山県下公共工事の動向（9月分）
- ⑬建災防だより
- ⑭建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑳岡山県からのお知らせ



旧閑谷学校[備前市] (提供：岡山県観光連盟)

# 国土交通省中国地方整備局との意見交換会

9月28日（火）、国土交通省中国地方整備局との意見交換会を新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言区域等の拡大に伴い、WEB方式により開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から西澤企画部長、中山営繕部長他8名、岡山県から長尾土木部技術総括監、清水技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ中山営繕部長、西澤企画部長と荒木会長の挨拶の後、協会からの下記の提案議題を中心に意見を交わしました。

## 14：00～ 営繕部との意見交換会

### 【出席者】

国土交通省中国地方整備局

営繕部長	中山 義章
営繕部 営繕品質管理官	大江 昭仁
営繕部 技術・評価課長	吉田 和隆
岡山営繕事務所長	岩村 正一

### 【提案議題】

議題1：入札制度等に関する事

議題2：設計積算に関する事

議題3：工事監理に関する事

## 15：15～ 企画部との意見交換会

### 【出席者】

国土交通省中国地方整備局

企画部長	西澤 賢太郎
企画部 技術調整管理官	高木 繁
企画部 技術管理課長	荒木 勲
岡山河川事務所長	大作 和弘
高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長	濱田 靖彦
岡山国道事務所長	富田 貴敏

岡山県

土木部 技術総括監	長尾俊彦
土木部 技術管理課長	清水一仁

【提案議題】

- 議題1：入札制度等に関する事
- 議題2：担い手の確保に関する事
- 議題3：設計積算に関する事
- 議題4：工事監理に関する事
- 議題5：その他事業に関する事



# 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

国土交通省

国土交通省及び都道府県においては、令和3年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第29号

令和3年9月2日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

## 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和3年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、期間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く期間の実施について周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)

## 令和3年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところである。

令和3年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

### 記

#### 1. 期間

令和3年10月1日～12月28日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

#### 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

#### 4. 主な取組み

##### (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門誌、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

##### (2) 講習会等

###### ① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの講習開催や、対面での講習においては消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離の確保、換気の励行等に努める。

## ② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されたことから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。

## (3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意する。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。



# 令和3年度建設資材・労働力需要実態調査の 実施について

国土交通省

このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長から、全建を通じて別添のとおり、令和3年度建設資材・労働力需要実態調査への協力依頼がありました。

この調査は、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）内に着工された土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額及び施工面積あたりの資材量、就業者数（金額原単位、面積原単位）を算出することにより、主要建設資材の需要予測や建設労働需給調査等に活用し、建設資材及び労働力の需給の安定化対策の推進を図ることを目的とするものです。

つきましては、国土交通省から調査依頼があった際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課長  
(公 印 省 略)

### 令和3年度 建設資材・労働力需要実態調査の実施について(協力依頼)

平素は、国土交通行政の推進に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、国土交通省では、建設資材・労働力需要実態調査を下記により実施することといたしました。

つきましては、調査の実施に際して、貴団体会員企業(事業所)の皆様への調査協力に関する周知等、各段のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 調査名

令和3年度建設資材・労働力需要実態調査【土木・その他部門】(統計法に基づく一般統計調査)

#### 2. 調査の目的

本調査は2020年度内に着工された土木工事(電気設備工事、機械設備工事等を含む)の施工金額、使用資材量、労働者数を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)を算出することにより、建設事業に必要な資材量及び労働力の需要見通しや、これに基づく資材及び労働力の需給安定化対策の推進を図る。

#### 3. 調査の概要

令和2年度(R2. 04. 01-R3. 03. 31)に着工された請負金額500万以上の土木工事の中から、約5000件の工事を抽出する。

抽出した工事の請負者に「建設資材・労働力需要実態調査票」を送付し、工事の請負契約額・工事に要した資材量・労働力等を記入いただいた後、返信頂き、集計することにより、原単位を算出する。

#### 4. 調査時期

調査票の配布(予定) : 令和3年10月12日(火)

調査票の回収期限(予定) : 令和3年12月10日(金)

#### 5. 調査担当局員

(担当部局) 国土交通省 不動産・建設経済局

建設市場整備課 資材係 萬(ヨロズ)

〒100-8918 東京都千代田霞が関2-1-3

電話 03-5253-8111(代)(内線:24864)

(調査委託先) 株式会社CCNグループ 安岡

〒100-0045 東京都千代田神田鍛冶町3-7-4 エゾ 神田鍛冶町三丁目ビル7F

電話 03-6262-9536(代)

#### 6. その他

- ・調査結果については、令和4年度に公表する予定です。
- ・過去の調査結果については、国土交通省のホームページ(統計情報のページ)に公表しています。

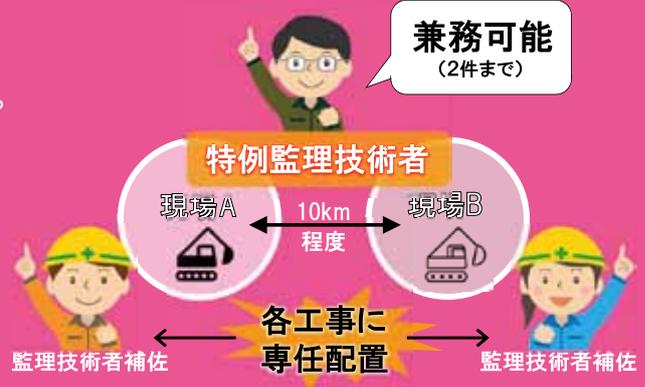
[http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kgyo\\_list.html](http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kgyo_list.html)

# 多様な発注方式の導入！

岡山国道事務所は、「原則」すべての工事で下記を導入しています！

## ■ 特例監理技術者制度の活用

- ・分任官工事で技術的難易度Ⅱ以下の工事。
- ・兼務できる工事は2件まで。
- ・監理技術者補佐を専任で配置する。
- ・兼務する工事間の距離が10km程度以内。  
.....等



## ■ 余裕期間制度の活用

- ・工事の開始日を余裕期間内で選択可能！！



## ■ 同種実績要件の緩和

直轄工事の受注実績無くても参加可能に！

	これまで	現在
競争参加資格の要件	同種工事の施工実績	同種工事の施工実績を当該工事の主要工種で幅広く設定（複数の工種を設定）
総合評価の評価方法 (配置予定技術者)	当該工事と同等規模を基準に3段階評価 ・「より高い同種性が認められる工事」 ・「高い同種性が認められる工事」 ・「同種性が認められる工事」	競争参加資格要件で設定した工種のうち、主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価する、2段階評価を採用

## ■ 条件明示の強化

見積参考資料として、「工事条件明示チェックシート」及び「工事施工工程表」を配布することで、条件明示の具体化を実施しています。

## ■ 発注なう <https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/>

令和3年7月から、岡山国道事務所HPで発注情報の閲覧が可能に！！

直轄工事の受注経験のない会社の方も、お気軽にお問合せ下さい！

発注方式等に関するお問い合わせはこちら  
品質確保課 tel.086-214-2470 fax.086-256-5134  
契約等に関するお問い合わせはこちら  
経理課 tel.086-214-2306 fax.086-256-5136

国土交通省 中国地方整備局





### 事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、岡山労働局雇用環境・均等室（電話 086-225-2017）にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和2年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

# 岡山県下公共工事の動向 〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 全般の状況（令和3年9月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	472件	179億円	2,100件	1,055億円
増 減 率	▲5.6%	▲7.9%	▲2.8%	▲4.1%
令和2年度	500件	194億円	2,160件	1,100億円
令和元年度	489件	182億円	2,564件	1,121億円
平成30年度	394件	124億円	1,896件	804億円

### 【1】当月の状況

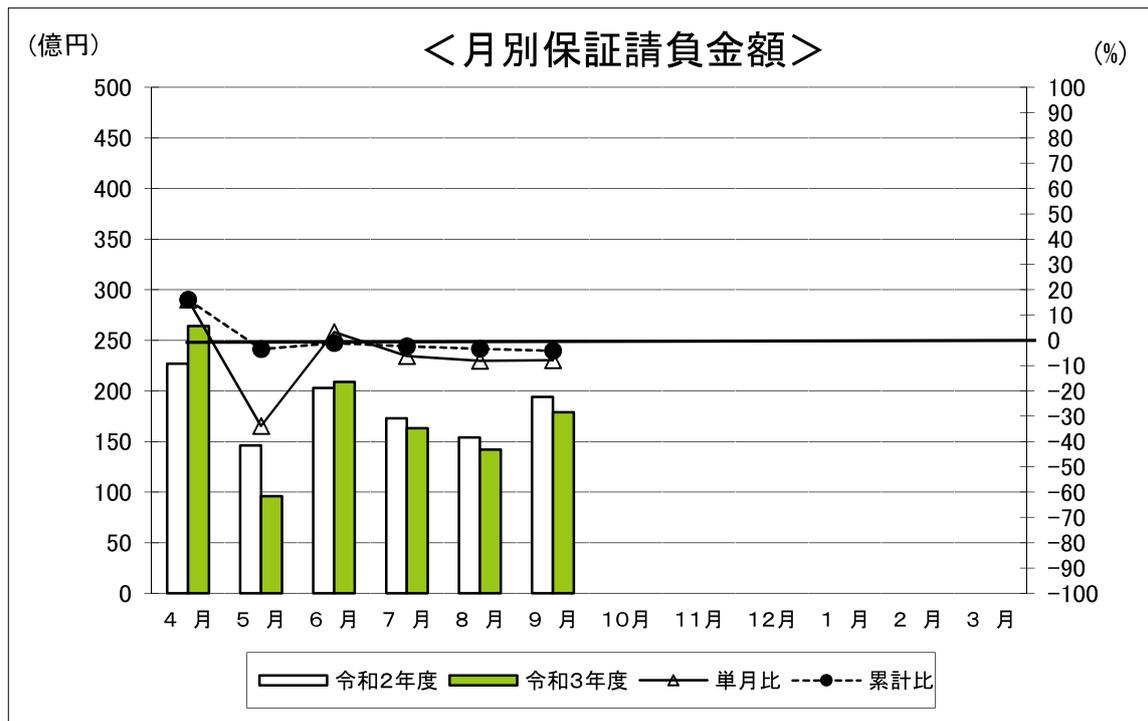
9月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で5.6%減の472件、請負金額は7.9%減の179億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で6.7%増、「県」で6.3%増、「その他の公共的団体」で111.3%増となったものの、「独立行政法人等」で50.6%減、「市町村」で7.2%減となった。

### 【2】累計(令和3年度4月～9月)

9月末累計では、件数は前年同月比で2.8%減の2,100件、請負金額は4.1%減の1,055億円となった。

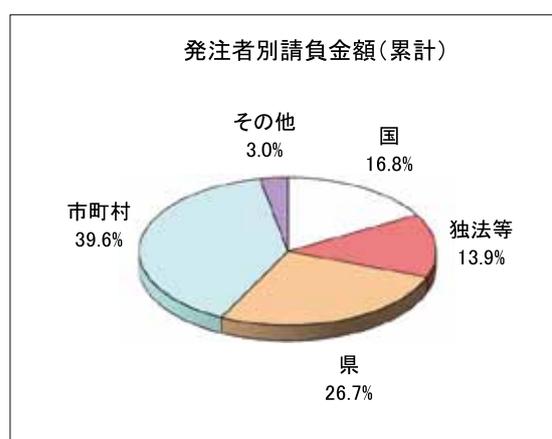
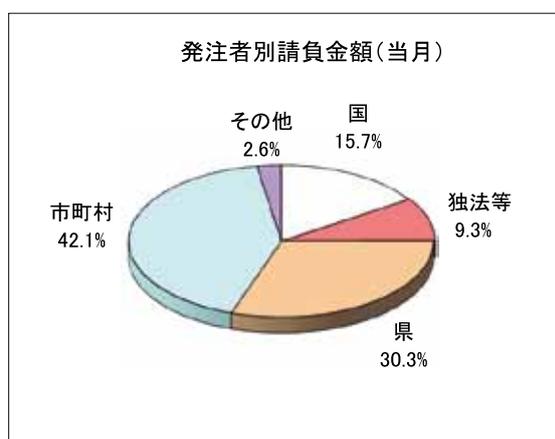
発注者別の請負金額で見ると、「国」で4.5%増、「県」で10.3%増、「その他の公共的団体」で31.8%増となったものの、「独立行政法人等」で13.1%減、「市町村」で13.4%減となった。



## Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	16	2,821	▲ 27.3	6.7	124	17,708	17.0	4.5
独法等	2	1,665	▲ 83.3	▲ 50.6	43	14,661	▲ 28.3	▲ 13.1
県	240	5,441	▲ 1.2	6.3	876	28,178	▲ 5.4	10.3
市町村	209	7,557	▲ 5.0	▲ 7.2	1,028	41,839	▲ 1.7	▲ 13.4
その他	5	463	66.7	111.3	29	3,170	31.8	31.8
合 計	472	17,950	▲ 5.6	▲ 7.9	2,100	105,558	▲ 2.8	▲ 4.1



## Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	6,052	1.8	33.7%	42,751	19.8	40.5%
東備地区	545	▲ 79.0	3.0%	3,499	▲ 52.8	3.3%
倉敷地区	4,830	42.5	26.9%	24,743	▲ 2.7	23.4%
井笠地区	1,848	19.8	10.3%	10,859	13.0	10.3%
高梁地区	368	▲ 41.8	2.1%	2,614	▲ 45.8	2.5%
新見地区	362	▲ 42.9	2.0%	1,970	▲ 56.6	1.9%
真庭地区	962	▲ 67.0	5.4%	6,527	▲ 38.5	6.2%
津山地区	2,318	147.1	12.9%	8,491	14.4	8.0%
勝英地区	661	▲ 25.9	3.7%	4,101	▲ 9.3	3.9%
合 計	17,950	▲ 7.9	100.0%	105,558	▲ 4.1	100.0%

## ◎作業主任者技能講習

・コンクリート造の工作物解体等作業主任者	11月 4日 ~ 5日	(岡山建設会館)
・地山の掘削及び主止め支保工作業主任者(免)	11月26日	(岡山建設会館)
・石綿作業主任者	12月 8日 ~ 9日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	12月14日 ~15日	(岡山建設会館)

## ◎能力向上教育等の安全衛生教育

## 【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点対象教育】

・職長・安全衛生責任者教育	11月16日~17日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者能力向上教育	12月 2日	(岡山建設会館)
・現場管理者統括管理研修	12月 7日	(岡山建設会館)

## ◎その他の教育 ☆新規教育

・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(追加)	11月 8日	(岡山建設会館)
☆ 建築物石綿含有建材調査者講習会(一戸建て等)	11月12日	(岡山建設会館)
☆ 第2回建築物石綿含有建材修了考査	11月24日	(岡山建設会館)
・施工管理者等のための足場点検実務者研修	12月 2日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(追加)	12月13日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	12月17日	(岡山建設会館)
☆ 建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習)	12月20日~21日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者能力向上教育	12月23日	(岡山建設会館)
☆ 第3回建築物石綿含有建材修了考査	12月24日	(岡山建設会館)

## お知らせ！

## 第12回『リスクにチャレンジ！岡山』運動の展開について！

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、10月1日から令和4年3月31日迄標記運動を展開しております。

つきましては、当運動に参加して労働災害防止活動を盛り上げていただきますようお願いいたします。

※運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

## 建築物石綿含有建材調査者講習会の開催について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等のばく露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されました。当支部は、10月から「建築物石綿含有建材調査者講習会」(一般・一戸建て等)を下記により実施しておりますのでご案内します。

※1.受講資格等詳細は、別紙講習案内参照「一般調査者講習」「一戸建て等調査者講習」

※2.講習会、修了考査実施日は、令和3年度「建築物石綿含有建材調査者講習会」等実施計画参照

※3.石綿作業主任者技能講習修了者は当教育の受講資格者となりました。

※4.詳細は岡山県支部ホームページ参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部

# 建築物石綿含有建材調査者講習案内

## 「一般調査者講習」

岡山労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会岡山県支部

### 【対象】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。(施行：令和5年10月1日)

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

※一般：一戸建て等を含むすべての建築物等の調査をいいます。

### 【受講資格】

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

### 【カリキュラム・受講料】

受講科目(一般)		受講時間	受講料及びテキスト代(単位:円)		
1日目	オリエンテーション		受講料	テキスト代	計
	・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	40,000	会員 0	40,000
	・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間		非会員 4,000	44,000
	・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間	修了考査受験料		
2日目	オリエンテーション				
	・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間			
	・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	非会員	5,000	
合計		11 時間			

### 【定員】

100名(現状は新型コロナ感染防止のため使用会場の50%で開催しております。)

### 【申込の受付】

受付は、開催日の2ヶ月前の月初めから行い、5日前(又は定員に達した時点)に締め切ります。

**【申込方法】**

1. 受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚(縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。  
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。  
(受講証明書を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受講料及びテキスト代を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

**【受講証明書】**

1. 講習の講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行します。  
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

**【修了考査】**

1. 講義を受講した科目について後日受験できる。
2. 講義修了者が、支部が実施する修了考査実施日より受験日を選択し受験する。
3. 修了考査(再も含む)は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験することができます。
4. 修了考査不合格者には、不合格である通知書を交付します。

**【修了考査申込方法】**

1. 修了考査受験申込書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚(縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。  
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。  
(修了証等を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受験料を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

**【修了証】**

1. 所定の講習時間を全て受講し、修了考査に合格された方に建災防岡山県支部から講習修了証を交付します。  
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

**【その他注意事項】**

1. 受講者には、受付後受講券を発行いたしますので、講習当日持参してください。
2. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受講できませんのでご注意ください。
3. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験で行いますので、黒のHBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
4. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押してください。  
(修正テープ、修正液使用不可)

# 建築物石綿含有建材調査者講習案内

## 「一戸建て等調査者講習」

岡山労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会岡山県支部

### 【対 象】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。(施行：令和5年10月1日)

こうしたことから当協会では、「一戸建て等調査者講習」を実施することとなりました。

※一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。

共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

### 【受講資格】

受講記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

### 【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目 (一戸建て等)		受講時間	受 講 料 及 び テキスト代 (単位:円)			
1 日 目	オリエンテーション		受 講 料	テキスト代	計	
	・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	30,000	会 員	0	30,000
	・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間		非会員	3,000	33,000
	・科目3. 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間	修了審査受験料			
	・科目4. 現場調査の実際と留意点	3 時間				
	・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	5,000	会 員	5,000	
合 計		7 時間	5,000	非会員	5,000	

### 【定 員】

100名 (現状は新型コロナウイルス感染防止のため使用会場の50%で開催しております。)

### 【申込の受付】

受付は、開催日の2ヶ月前の月初めから行い、5日前(又は定員に達した時点)に締め切ります。

#### 【申込方法】

1. 受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。  
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。  
(修了証又は、受講証明書を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受講料及びテキスト代を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

#### 【受講証明書】

1. 講習の講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行します。  
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

#### 【修了考査】

1. 講義を受講した科目について後日受験できる。
2. 講義修了者が、支部が実施する修了考査実施日より受験日を選択し受験する。
3. 修了考査(再も含む)は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験することができます。
4. 修了考査不合格者には、不合格である通知書を交付します。

#### 【修了考査申込方法】

1. 修了考査受験申込書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。  
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。  
(修了証等を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受験料を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

#### 【修了証】

1. 所定の講習時間を全て受講し、修了考査に合格された方に建災防岡山県支部から講習修了証を交付します。  
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

#### 【その他注意事項】

1. 受講者には、受付後受講券を発行いたしますので、講習当日持参してください。
2. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受講できませんのでご注意ください。
3. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験で行いますので、黒のHBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
4. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押してください。  
(修正テープ、修正液使用不可)

## 令和3年度『建築物石綿含有建材調査者講習会』実施計画

[一戸建て等調査者講習会] 7時間(1日)

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	10月18日	岡山建設会館	40
第2回	11月12日	岡山建設会館	40
第3回	1月18日	岡山建設会館	40

[一般調査者講習会] 11時間(2日)

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	12月20日	岡山建設会館	40
	12月21日		
第2回	3月14日	岡山建設会館	40
	3月15日		

[修了考査] ・一般(1.5時間) ・一戸建て等(1.0時間) ※同時に実施予定

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	10月25日	岡山建設会館	40
第2回	11月24日	岡山建設会館	40
第3回	12月24日	岡山建設会館	40
第4回	1月24日	岡山建設会館	40
第5回	3月18日	岡山建設会館	40

※講習会並びに修了考査は実情に応じて変更することもあります。

## 『リスクにチャレンジ！岡山』運動用品の申し込みについて

今年度も標記の第12回『リスクにチャレンジ！岡山』運動を令和3年10月1日から令和4年3月31日までの182日間実施致します。

リスクアセスメントの定着、実践のため用品を希望される方は、下記の申込書により当支部へ申し込みください。

①垂幕  
(70×220cm)



②ポスター  
B2判 (73×52cm)



③リーフレット  
A4判



建設業労働災害防止協会岡山県支部  
岡山市北区平和町5-10  
電話 086-225-4132  
FAX 086-225-5392

スローガン  
『知恵を出し合いリスクの低減 作ろうみんなの安心職場』

## 『リスクにチャレンジ！岡山』運動用品申込書

①のぼり（垂れ幕） @ 1,900円 枚  
②ポスター @ 200円 枚  
③リーフレット @ 200円 枚

※事業場直送「有・無」(○印をお願いします。)  
※事業場直送希望の場合は、送料が加算されます。  
※表示価格には消費税が含まれています。

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日  
建 災 防 岡 山 県 支 部 殿

### 発送料一覧

ご購入金額	送料(10%)
～ 5,000円	610円
5,001～10,000円	1,220円
10,001～20,000円	1,830円
20,001円以上	2,440円

〒□□□ - □□□□

所在地

事業場名

電話

担当者

# 建設業年末年始労働災害防止 強調期間用品

2021 12.1  
2022 1.15

コンテンツ配信 HP 建災防 検索 Instagram #建災防 検索

## ポスター

B2判(73×52cm)定価 各¥220 会員価格 各¥200

社名印刷(有料)各 50 枚以上

No.1

760301 いがしら まなみ  
井頭 愛海(着物)



No.2

760302 富がくさんじゅうろくけい ほんじょたてがわ  
富嶽三十六景 本所立川



## のぼり

ポリエステル製 社名印刷(有料)  
(240×70cm) 各 5 枚以上

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

880410  
(年末年始)



880411  
(秋の嵐山)



## ワッペン(10枚1組)

ビニール製  
(7.5×6cm)

780430  
社名印刷(有料)  
50 組以上

定価 ¥960  
会員価格 ¥860



## 横幕

880420  
ポリエステル製 (70×220cm)  
定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600



## タオル

880440  
社名印刷(有料) 10 組以上

(220 巾 34×85cm) 各10本1組  
定価 ¥3,560 会員価格 ¥3,210



761950  
新型コロナウイルス感染症  
拡大防止対策ポスター



B2判(73×52cm)  
定価 ¥220 会員価格 ¥200  
社名印刷(有料)各 50 枚以上

783110  
新型コロナウイルス感染症  
対策実施中ワッペン  
ビニール製 5 枚 1 組  
(7.5×6cm)

定価 ¥510  
会員価格 ¥460  
社名印刷対象外



144010  
新型コロナウイルス感染症拡大防止  
チェックリスト(現場管理者用)

A4 判 表面 PP 貼(マット加工)  
定価 ¥60  
会員価格 ¥50

新型コロナウイルス感染症  
防止のぼり

社名印刷(有料) 各 5 枚以上  
ポリエステル製 (240×70cm)  
定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

883140  
新型コロナウイルス  
感染症対策実施中



883150  
感染症リスク回避



※詳しくは建設の安全 10月号をご覧ください。

※ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ



## 第136回 eラーニングと労働時間

### ●相談内容●

新入社員のスキルアップや管理職のマネジメント力向上のため、eラーニングによる研修を導入しようと考えています。最近ではパソコンだけでなく、タブレット端末やスマートフォンでも受講することができるので、業務時間外や休日に各自で受講してもらうことを考えているのですが、受講時間に賃金は発生するのでしょうか。

### ○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

### 労働時間

最高裁判所の判例によると、労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう」とされています。つまり、従業員が現実には業務をしていない時間であっても、会社の指揮命令下に置かれていると評価することができれば、労働時間にあたりと考えられているのです。

研修を受講することは会社の業務そのものではありませんが、受講が必須とされている場合は、会社の指揮命令によって受講しているということになるため、労働時間にあたります。また、研修の受講が必須とされているわけでもなく、受講しないことが不利益につながる場合は、実質的には受講が強制されていると評価され、労働時間にあたる可能性が高くなります。

### eラーニングの受講時間

eラーニングの受講時間についても、同様の考え方で判断することになります。

会社が従業員へのサービスとして研修を受講することができるようにしており、従業員が自己啓発やスキルアップのために任意に受講しているということであれば、労働時間にはあたりません。したがって、賃金も発生しません。

これに対し、会社が新入社員や管理職に研修を受講させるという方針を決め、従業員が会社の方針に従って研修を受講するのであれば、労働時間にあたります。自宅などの会社外で受講した場合も同様です。したがって、賃金が発生します。場合によっては、時間外労働や休日労働の割増賃金も発生します。

### eラーニングの注意点

あくまでも従業員へのサービスとしてeラーニングを受講することができるようにするというのであれば、完全な任意にしなければなりません。人事評価上、受講したことをプラスに評価したり、受講していないことをマイナスに評価したりすることは、実質的な強制と評価されることになると思います。

労働時間にあたる研修として従業員にeラーニングを受講させるのであれば、受講者の状況を把握することが難しいというeラーニングの欠点にも目を向ける必要があるでしょう。原則として会社内で受講させるようにしたり、会社外で受講した場合にはレポートを提出させたりすることが考えられます。

# みんなで育てよう安心を。

労災上乗せ補償は

# 建設共済 保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力  
手厚い補償  
(5,000万円まで)

労働者と企業のリスクをカバー



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

### 労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

## 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階  
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)岡山県建設業協会  
〒700-0827 岡山市北区平和町5-10  
Tel. 086-225-4133 Fax. 086-225-5392



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

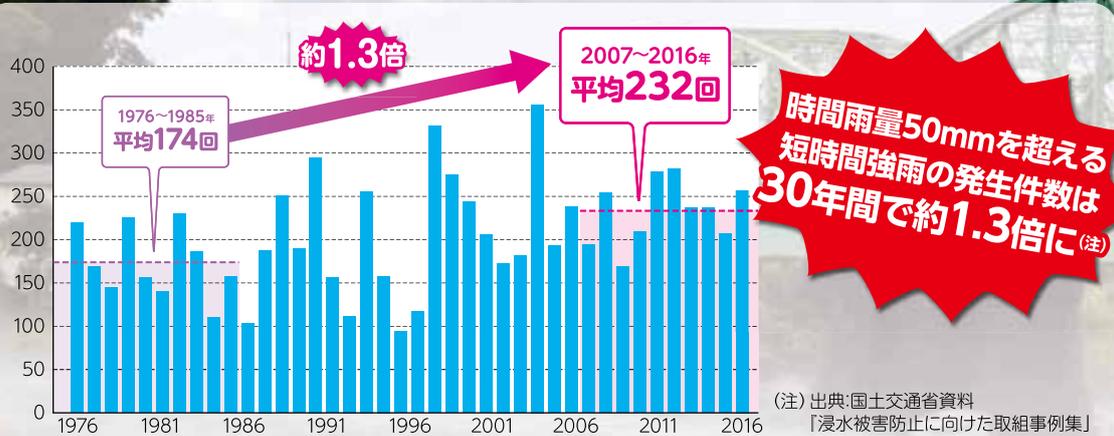
建設共済保険

検索

# 建設業総合補償制度

## 台風・集中豪雨への備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



### 本制度でお支払いした水災事故例

#### 土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊した

**1321万3776円**

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れた為の復旧費用(警備の人員補強経費を含む)

**1192万3662円**

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

**786万4500円**

#### 建設工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

**192万8240円**

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

**488万9602円**

台風により工事用の歩行道路が破損した

**484万2671円**

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

**086-225-4131**

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課  
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

**086-225-0703**

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12

**03-5408-1909**

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

## 行楽期の交通事故防止

**実施期間：令和3年10月1日（金）～11月30日（火）**

秋の行楽シーズン到来です。車で出かける際は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。

### 1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。また、交通渋滞に巻き込まれることも予測して、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

### 2 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

### 3 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のため、早めにライトを点灯しましょう。特に、自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームにして、こまめな切替えに努めましょう。また、夕暮れ時は、行楽帰りの疲れが出やすい時間帯です。運転中に疲れや眠気を感じたら、無理せず休憩しましょう。

### 4 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり、大変危険です。特に、夜は周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚が鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

### 5 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩行者も、自分の存在をしっかりとアピールするため、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけ、明るい目立つ色の服装で外出しましょう。

### 6 合図の徹底、信号の厳守

合図を出すポイントは、進路変更3秒前、交差点等右左折時30m手前です。進路変更、右左折時の合図で、車の動きを周囲に知らせましょう。

赤色信号・黄色信号とも止まれ。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し、実践しましょう。

### 7 飲酒運転根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、しない、させない、許さない社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

### 8 「ゆずる・とまる・まもる」で交通事故防止

進路を「ゆずる」、赤信号・一時停止で「とまる」、速度・合図・信号を「まもる」。ドライバーも、自転車も、歩行者も、一人ひとりが「ゆずる・とまる・まもる」の3つを特に心がけ、交通マナーを向上させて交通事故を防ぎましょう。

岡山県交通安全対策協議会

- 3. 9.15 全建 理事会 (リモート)
- 3. 9.28 中国地方整備局との意見交換会 (リモート)

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!  
地産地消  
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225-4131

FAX (086) 225-5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)